

平成30年度事業提案一覧表

【提案事業】

まちづくり部

番号	事業名	所属名	種別	事業開始年度	事業概要
1	門真南駅周辺地区整備事業	都市政策課	ローリング	H 27	門真市第5次総合計画において本市の南の玄関口と位置付けられている南部地域の整備を行うことにより、賑わいのあるまちづくりを図る。
2	空家等対策計画策定事業	都市政策課	ローリング	H 29	空家等の適切な管理や特定空家等に対する措置など空家等に関する対策の基本的な方針を定める。
3	住居表示整備事業	都市政策課	ローリング	H 29	市街地の進展状況を勘考しながら、順次住居表示を行う。
4	市営住宅維持管理事業 (新橋市営住宅1期再整備(移転)事業)	都市政策課	ローリング	H 26	入居者の安全性を確保のため、民間借上げ等の手法で移転をする。
5	市営住宅維持管理事業 (寿市営住宅再整備事業)	都市政策課	既存 (拡充)	H 26	門真市寿市営住宅入居者が安全・安心に居住できるため、耐震補強設計及び耐震改修工事を実施し、エレベータを設置する。
6	鉄道施設耐震補助事業	地域整備課	新規	H 30	京阪電気鉄道(株)が実施する鉄道施設安全対策事業(高架駅耐震補強工事)を対象に補助対象工事費の1/6を予算の範囲内において補助する。
7	大阪モノレール門真市駅可動式ホーム柵設置補助事業	地域整備課	新規	H 30	大阪高速鉄道(株)が実施する可動式ホーム柵設置工事を対象に、工事費の1/6を予算の範囲内において補助する。
8	地震時等に著しく危険な密集市街地における老朽建築物等除却補助事業	地域整備課	新規	H 30	門真市北部地区内の地震時等に著しく危険な密集市街地(約137ha)において、老朽した木造住宅等の除却・建替えをさらに促進するために、新たに老朽建築物等除却補助制度を導入し、地震時等に著しく危険な密集市街地の解消を目指す。
9	地震時等に著しく危険な密集市街地整備事業	地域整備課	既存 (拡充)	H 20	門真市北部地区(約461ha)は、密集市街地が形成されており、住宅市街地総合整備事業の整備計画を昭和59年に大臣承認を受けて以降、事業を実施している。現在は、国土交通省が平成24年に公表した地震時等に著しく危険な密集市街地(約137ha)について、平成32年度までに最低限の安全性を確保しおおむね解消することを目標(住生活基本計画(全国計画)、平成23年3月閣議決定)に、住宅市街地総合整備事業と土地区画整理事業等との面整備事業により、密集市街地の計画的改善を推進している。
10	北部地区優先主要生活道路整備事業	地域整備課	既存 (拡充)	H 4	門真市第5次総合計画において門真市再生の「顔づくり」と位置づけられている門真市北部地区において、社会資本総合整備計画に挙げられている優先主要生活道路及びその周辺道路の整備を行うことにより、一時避難空間の確保や消防活動困難区域の解消及び不燃領域率の向上を図ることができ、北部地域の災害に強いまちづくりの実施を図る。
11	北島地区土地区画整理事業 (周辺公共施設整備事業)	地域整備課	ローリング	H 17	門真市第5次総合計画において門真市再生の「まちな顔づくり」と位置づけられており、南東地域における第二京阪道路沿道の計画的なまちづくりを進めるために、「まちづくり基本構想」に基づき、北島東土地区画整理事業及び府営門真団地建替計画と連携を図り、一体的な公共施設の整備を行うことで、健全な市街地形成を図る。
12	泉町・松葉町地区整備事業	地域整備課	ローリング	H 25	門真市第5次総合計画において門真市再生の「顔づくり」と位置づけられている北部地域の密集市街地の改善を行うことにより、北部地域の災害に強いまちづくりの実施を図る。
13	街路事業 (大和田駅三ツ島線道路整備)	土木課	新規	H 30	都市計画法第59条の許可又は承認を取得して都市計画決定された道路について、都市計画事業として施行し、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与する。
14	道路整備事業 (仮)門真市道路整備全体計画策定)	土木課	新規	H 30	本市の道路の問題箇所を的確に把握し、道路改良の事業を計画的かつ効率的に推進するため、また、特定財源の獲得などに資するため、当該計画を策定する。
15	道路整備事業	土木課	既存 (拡充)	S 27	市民が安全で安心して快適に通行できるような道路空間を提供するため、生活道路を中心に公共空間を有効利用し、道路の再整備や改良を行う。
16	道路整備事業 (三ツ島東西線道路拡幅)	土木課	ローリング	H 29	通学路である当路線を拡幅し、歩行空間を確保する。
17	水路敷有効活用事業	土木課	ローリング	H 21	水路敷を有効利用することで、通行の安全性や利便性の向上を図るため、自転車・歩行者道路等を整備する。
18	第二京阪道路高架下利用事業	土木課	ローリング	H 22	第二京阪道路の高架下スペースを有効活用するべく、第二京阪道路高架下利用計画に基づき、放置自動車・資材保管場所を設置し、道路行政の円滑な運用を図ると共に、地域の交流などのために必要な場所に公園を整備する。
19	サイクルロード整備事業	土木課	既存 (拡充)	H 22	鉄道各駅や公共施設、生活関連施設を結ぶ自転車ネットワークを形成することにより、安全で快適に自転車を利用できる環境づくりを目指す。
20	親水空間整備事業	土木課	ローリング	H 25	「門真市水路整備全体計画」に基づき、今ある水路をできる限り活かし、修景に配慮した護岸改修を行い、子どもたちの遊びの場や市民の憩いと安らぎを与える親水空間の整備を行う。
21	用排水路・一般下水道及び都市下水路維持管理事業 (門真第8水路改修事業)	土木課	ローリング	H 29	門真第8水路において、水路の底質から環境基準を大幅に超過したダイオキシン類が検出されており、適正に除去することにより環境改善を図る。

## 平成30年度事業提案一覧表

### 【提案事業】

### まちづくり部

番号	事業名	所属名	種別	事業開始年度	事業概要
22	公共施設マネジメント推進事業	公共建築課	新規	H 30	平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画において、公共施設マネジメントの推進が定められている。今後、長寿命化や総量適正化等、建物施設の総括的な方向性や計画を検討するために、公共施設マネジメント担当職員が公共施設に関する事業の検討段階から関与できる仕組みを構築し、職員研修等により職員の意識と知識を高める等、公共施設マネジメントの推進を図る。
23	建築物診断・改修補助事業	建築指導課	ローリング	H 20	「門真市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、地震時の被害を軽減する為、耐震診断等の補助制度により支援を行い、耐震化の促進を図る。
24	危険家屋等対策事業	建築指導課	ローリング	H 24	平成28年度実施による門真市域内の空き家等の実態調査結果により判明した、危険家屋等について、空家等対策の推進に関する特別措置法や門真市建築物等の適正管理に関する条例に基づき指導を行うことにより、倒壊又は部分崩落等による危険を未然に防ぐ。 倒壊の危険性がある建築物の除却工事に対する補助制度により、建築物の安全確保の推進を行う。
25	狭あい道路拡幅整備事業	建築指導課	既存(拡充)	H 26	狭あい道路の解消を図る為、建築行為等の機会を捉え、当該道路の拡幅整備を行おうとする者に対して支援を行う。